

令和4年第8回米子市選挙管理委員会 日程

日時 令和4年7月6日（水）午前10時

場所 米子市役所 第2応接室

第1 開会

第2 会議録署名委員の指名について

第3 議案第83号 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票立会人の選任について

議案第84号 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第1期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について

報告第3号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

報告第4号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任について）

報告第5号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について）

報告第6号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について）

第4 その他

議案 83 号

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票立会人の選任について

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票立会人の選任について次のとおり定める。

令和 4 年 7 月 6 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

別紙 1 のとおり

議案 84号

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第1期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について

令和4年6月21日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について」(令和4年議案第81号)の第1期日前投票所の投票管理者について、次のとおり解任及び選任する。

職務を行うべき日	解任する者	選任する者
令和4年 7月7日		

報告第3号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年7月6日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和4年6月24日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年6月24日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任について

令和4年6月21日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について」(令和4年議案第81号)の第2期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者について、次のとおり解任及び選任する。

職務を行うべき日	解任する者	選任する者
令和4年 6月24日		
令和4年 6月29日		

報告第4号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年7月6日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任について
- 2 処分年月日 令和4年6月28日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年6月28日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任について

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり選任する。

別紙のとおり

別紙

米子市第1期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者	
	住所	氏名
6月28日		
7月4日		

米子市第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者	
	住所	氏名
7月1日		
7月6日		

米子市第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者	
	住所	氏名
7月6日		
7月7日		
7月8日		
7月9日		

報告第5号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年7月6日 提出

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について
- 2 処分年月日 令和4年6月28日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年6月28日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

別紙のとおり

別紙

米子市第2期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名
7月1日		
7月2日		
7月3日		
7月4日		
7月5日		
7月6日		
7月7日		
7月8日		
7月9日		

米子市第3期日前投票所

職務を行うべき日	投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名
7月6日		
7月7日		
7月8日		
7月9日		

報告第6号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和4年7月6日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和4年7月4日

専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和4年7月4日

米子市選挙管理委員会
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第2期日前投票所の投票管理者の解任及び選任について

令和4年6月21日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について」(令和4年議案第81号)の第2期日前投票所の投票管理者について、次のとおり解任及び選任する。

職務を行 うべき日	解任する者	選任する者
令和4年 7月5日		

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	前/後
1				
1				
1				
2				午前
2				午後
2				午前
2				午後
2				
3				
3				午前
3				午後
3				
4				
4				午前
4				午後
4				
5				
5				
5				
6				午前
6				午後
6				
6				午前
6				午後
7				
7				
7				
8				
8				
8				午前
8				午後

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	前/後
9				
9				
9				午前
9				午後
10				
10				午前
10				午後
10				
11				
11				
11				午前
11				午後
12				午前
12				午後
12				
12				午前
12				午後
13				午前
13				午後
13				
13				
14				午前
14				午後
14				
14				
15				
15				
15				
16				
16				
16				午前
16				午後

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	前/後
17				
17				午前
17				午後
17				
18				
18				
18				
19				
19				
19				
20				
20				
20				午前
20				午後
21				
21				
21				午前
21				午後
22				午前
22				午後
22				
22				
23				午前
23				午前
23				午前
23				午後
23				午後
23				午後
24				
24				
24				午前
24				午後

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	前/後
25				
25				
25				
26				
26				午前
26				午後
26				午前
26				午後
27				
27				午前
27				午前
27				午後
27				午後
28				
28				
28				午前
28				午後
29				
29				午前
29				午後
29				午前
29				午後
30				午前
30				午後
30				午前
30				午後
30				午前
30				午後
31				午前
31				午後
31				午前
31				午後

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	前/後
31				
32				
32				
32				午前
32				午後
33				
33				
33				
34				午前
34				午後
34				午前
34				午後
34				
35				
35				午前
35				午後
35				
36				
36				
36				
37				
37				
37				
38				
38				
38				
39				
39				
39				
40				
40				
40				

投票区	立会人名	立会人住所	所属党派	前/後
41				午前
41				午後
41				
41				
42				午前
42				午後
42				
42				
43				
43				
43				午前
43				午後